

全員協議会

日時 平成19年11月5日(月)
午前10時
場所 第1・第2委員会室

【協議事項】

- (1) 岩手県後期高齢者医療広域連合保険料率等について
- (2) 盛岡南新都市における主要行政施設用地について

【報告事項】

- (1) 岩手競馬について

[説明]

(1) 11/19 広域連合議会で話し合われた

1.(1) ア(ア) 離島などを設定している県内は全て道路をつなげよう。後述の通り。
(1) 田の手に手がかかるところ

今 20年4~9月 10月~3月
これまで 9割軽減 2年間は均等割 半額

減額標準額
4.876人以下

調整交付金が想定より多く算出され
与えのプロジェクトチームの意見 → 前回の提案が受け取れず。

現在の国保料との所得段階区分、軽減区分内容

(医療交付金の算定方法)
18年度の医療費と伸び率、国のレート=給付率をかけた。

減免の算出
これが いざな 入院料 (じゆうりょう) 江戸の急患は、自己坐害での農作物などの貯蔵庫、
その他、やみどりの事情 → 手当子細は不破、生活困窮へか入るかのう。

併々 今までは無料 現在は健診の内容をまとめている最中
これが決定した場合も決まり

方針の工事工事の対象外
ア 建設基金はなし 財團基金もなし
叶、福島、100億円の基金叶えて
建2013.

(2) 11/8 地权者の返却
11/13 土地区画整理事業 → 市の立場を説明

方針の工事工事の対象外
ア 建設基金はなし 財團基金もなし
叶、福島、100億円の基金叶えて
建2013.

市庁舎の最適地は西側地区といつ位置づけは変わらず、西側といつ場合はもとよりといつ。
「積計結果が出るのは11月」とは言はず

競馬事業についての説明 by 豊田議員
車両運送 Rトウ 実質的子会社
いわゆる競馬組合の中の1社として一端しゃくしつと申します。馬の通運を主に
馬の輸送も専用車で行なうのは1社のみ
2場体制に対するは兵州市に対する意見が多々

岩手県後期高齢者医療広域連合保険料率等について

平成 19 年 11 月 5 日

保健福祉部

1 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（案）等について

(1) 保険料率（案）について

ア 保険料の不均一賦課（案）について

(ア) 医療の確保が著しく困難である地域における特例

無医地区等における特例の不均一保険料率の設定は実施しない。

(イ) 医療費の地域格差の特例

医療費の地域格差 20%以上に該当する市町村についての不均一保険料率の設定は実施する。均一保険料率よりも低い保険料率を設定することができる経過措置期間は、国の定める最長の 6 年間とする。

イ 保険料率（仮算定）（案）について

現時点では、平均保険料（平成 20, 21 年分仮算定）は年額 58,433 円（月額 4,869 円）である。うち、均等割額 35,800 円、平均所得割額 22,633 円であり、所得割率は 6.62% である。

○保険料率（平成 20, 21 年分仮算定）の積算方法

平均保険料 賦課総額 22,260,804 千円 ÷ 被保険者見込数 380,964 人 = 58,433 円（月額 4,869 円）

均等割額 賦課総額 22,260,804 千円 ÷ (1 + 所得係数 0.63) ÷ 被保険者数 380,964 人
= 35,800 円（月額 2,983 円）

平均所得割額 平均保険料 58,433 円 - 均等割額 35,800 円 = 22,633 円（月額 1,886 円）

所得割率 所得割総額 ÷ 基礎控除後の総所得金額等の総額見込み = 6.62%

※保険料賦課額総額の算出：医療等の給付に要する費用、保健事業、審査支払手数料及び葬祭費など制度運営に必要な見込額から国、県、市町村の負担金等の収入を差し引き、保険料賦課額総額を算定する。

ウ 徴収方法について

市町村の事務である保険料の徴収については、特別徴収の方法による場合のほか、普通徴収によることとなっている。

- (ア) 特別徴収（偶数月に支給される年金から年金保険者が天引き徴収する方法）
- a 年額 18 万円以上の年金受給者が対象となるが、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の 1/2 を超えるときは対象外となる。
 - b 特別徴収は年金支給月（偶数月）に行い、4・6・8 月が仮徴収、10・12・2 月が本徴収となる。
 - c 4 月仮算定の際に市町村から特別徴収対象者に対し、特別徴収（仮徴収）開始通知書と仮徴収額決定通知書を送付する。
 - d 10 月本算定時に市町村から特別徴収対象者に対し、特別徴収（本徴収）開始通知書と保険料額決定通知書を送付する。
- (イ) 普通徴収（納付書により銀行や市の窓口で納付する方法）
- a 普通徴収の暫定賦課は、原則として実施しない。
 - b 納期は、市町村条例で定める。（当市は 8 期の予定）。
 - c 保険料額決定通知書及び納入通知書は、市町村から被保険者に送付する。

(2) 条例で定める給付（案）について

ア 葬祭費について

葬祭費は 3 万円とする。

イ その他の給付について

傷病手当金は支給しない。

(3) 保健事業（案）について

ア 健診について

- (ア) 市町村と共同で、広域連合の被保険者資格を有する者に対し健診を実施する。
- (イ) 既に生活習慣病で医療機関を受診している者は、健診対象者から除く。
- (ウ) 健診項目は、腹囲の測定を除いた特定健診の必須項目を最低限実施する。
- (エ) 健診結果等の相談については各市町村に窓口を確保する。

イ その他の保健事業について

市町村判断での実施となる健康手帳については、被保険者の健康の保持増進のため、引き続き配布する。

2 今後のスケジュール（予定）

(1) 平成 19 年 11 月 19 日 広域連合議会定例会

※後期高齢者医療に関する条例案の提案、平成 18 年度決算の承認等

(2) 平成 20 年 3 月 盛岡市議会定例会

※後期高齢者医療に関する条例案の提案

（市が行う事務、保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収に係る保険料の納期等）

盛岡南新都市における主要行政施設用地について

平成 19 年 11 月 5 日
都 市 整 備 部

1. 主要行政施設用地の概況

- ① 面積 : 5.2 ha 、 予定価額 : 約 60 億円
- ② 整地 : 平成 17 年度に完了済み
- ③ 平成 19 年 7 月 5 日に開催された土地区画整理審議会で、当該地の保留地決定が行われた。この中で、「保留地処分に当たっては、当初の計画とおり主要行政施設用地とするよう要望する。」との付帯意見があった。

2. 都市再生機構からの要請

- ① 事業実施に当たり市等と締結した基本方針・覚書等に基づき、公的施設用地等を購入していただきたい。(主要行政施設用地、小学校用地等)
- ② 主要行政施設用地については、事業計画上今年度売却しなければならないことから、年度内に、覚書に基づいて市に購入していただきたい。
- ③ 年度内に購入できない場合には、10 月中に断念を公表していただきたい。
- ④ また、購入できないことを、市が責任をもって権利者等に対し説明していただきたい。
- ⑤ 上記を踏まえてから、機構は公募を行いたい。

3. 市の方針

- ① 旧都南村との合併時に締結した協定の中で、「市役所の将来的な位置については、住民の利便やまちづくり、合併の方向を踏まえながら、盛南地区を最適地として検討する。」との位置付けは変わらない。
- ② 庁舎検討には広域合併、財源確保、中心市街地活性化問題などを踏まえ、議会や市民総意のもとにその方向性を見出していく必要があります。多くの時間を要します。現在の厳しい財政状況から判断すると、現時点での庁舎移転、用地取得の決定は困難である。
- ③ 用地の取得については、利用目的を明確にする必要があり、その判断材料の一つとして市庁舎の耐震診断を委託している。(外観調査を実施とともに、躯体のコアを採取し中性化試験と強度試験を行った。今後この結果を基に構造計算を行う予定。) 現庁舎を補強改修するのか、他に用地を求めて移転するのか、耐震診断結果によるところが大きいが、その結果について受託業者が依頼する第三者機関での判定会の承認が年度末の予定であり、機構が求める 10 月までの市としての回答は工程的に不可能である。
- ④ ただし、盛南の事業を要請した市の立場及び土地区画整理事業を遂行しなければならない機構の立場を考えれば、診断業務の段階毎の結果に基づく判断を示しながら機構と協議を進め、診断業務完了時には用地取得についての判断を示したいと考える。
- ⑤ 耐震診断結果を踏まえて、今後の市庁舎のあり方等を検討することになりますが、将来的位置や機能の検討・整備に要する財源など②に示すような総合的な検討が必要と考えている。

本宮地区町内会連絡協議会から出された意見等

1. 日 時 : 平成 19 年 10 月 19 日 (金) 午後 6 時 30 分から
2. 場 所 : 本宮地区活動センター 1 階 会議室
3. 出席者 : 本宮地区町内会連絡協議会 . . . 山口会長 外 11 名
4. 意 見

(1) 用地取得に対する要望

- ①現時点では難しいとのことだが、区画整理事業完了時には取得してもらいたい。
- ②いつまでも期待を持たせるようなことはしないでほしい。早期に結論を出して。
- ③北東北の拠点を考えれば当該区が適正と広く市民からも認識されると思う。
- ④主要行政施設用地は、我々の 30% の減歩でできた土地である。計画どおりのまちづくりを期待して協力してできた都市計画だとわかってほしい。

(2) 現市庁舎の課題（耐震診断含む）

- ①本庁舎を補強しても僅かの期間までしか使用できないのであれば、補強などに無駄使いをしてもらいたくない。
- ②補強での対応は絶対持たないと思う。診断待ちという回答はしてもらいたくない。
- ③現庁舎が抱えている駐車場不足等の課題を考慮して、庁舎問題を考えるべきである。耐震診断だけで議論してもらいたくない。

(3) その他

- ①盛南地区は将来の広域的な盛岡のまちを考えて作ったものであり、長期的な広域のまちづくりの展望の中で判断してほしい。
- ②新しい景観法では厳しい規制が可能となることから、早く景観計画を作り示すべきと思う。どこからでも岩手山が見えるようにしてほしい。
- ③議会などにも、地元の意見を反映してもらいたい。
- ④若園町分庁舎等の分庁舎を整理し売却して、資金を作ることも検討すべきである。
- ⑤地権者は既に固定資産税を高く払っており、最初に説明したことと違ってきてる。本当に反対運動が起きることも考えられる。
- ⑥盛南には他に適地があることから、12 月議会で駄目になると困るので運動しようと考えている。これで終わりと諦めずに、市のほうでも努力して欲しい。
- ⑦腹をくくって借金すればよいのでは。借金をしてやれないのか。土地は一人 2 万円ずつ出せば間に合う。ビルを建てようとするから無理なので、(形状が)体育館のような庁舎なら可能だろうと思う。

5. 要望事項

毎年、担当部レベルでかまわないので、まちづくり勉強会を開催してほしい。